子ども医療費助成制度

子どもが病気やけがなどで医療機関を受診した際にかかる医療費を助成しています。

対象者
市に住民登録があり、健康保険に加入している高校3年生までの子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）
※健康保険に加入していない方、生活保護受給世帯の方は対象外です。

助成内容
保険診療の一部負担金額と入院時食事療養標準負担額を市が助成します。
※保険適用外の診療費用については助成対象外です。

利用方法
健康保険証と受給者証を合わせて医療機関・薬局の窓口に提出してください（毎回提出が必要です）。

こんなときは申請が必要です【償還払い（医療費の助成）】
次に該当する場合、受診した日から1年以内に申請をすることで、医療費が助成される場合があります。
・県外で診療を受けたとき
・健康保険証及び受給者証を持たずに受診したとき
・医師が必要と認めた治療用装具を購入したとき
・保険給付に準じて行われる柔道整復師及び鍼灸師の施術を受けたとき
・未熟児養育医療等の公費負担医療において徴収された一部負担金を申請するとき
※領収書類等を持参の上、左記申請先で申請してください。

9月は受給者証の更新時期です！
新型コロナウイルス感染症予防のため、受給者証を直接ご自宅に郵送します。
※昨年の10月以降、お子様の保険証が変わっている場合は、新しい保険証を福祉事務所までご提出ください。

申請・問合せ先
福祉事務所社会福祉係（窓口⑥）☎㉒2216

10月は行政書士制度広報月間

行政書士は、他人の依頼を受けて、官公署に提出する書類その他権利義務又は、事実証明に関する書類の作成を行います。
また、作成した書類を官公署へ提出する手続について代理することや行政書士が作成することが出来る契約その他に関する書類を代理人として作成したり、相談に応じることも行っています（ただし、他の法律で制限されている事項は除きます）。

無料相談所開設のお知らせ
県行政書士会賀茂支部では、次の日程により無料相談所を開設し、皆さまのご質問にお答えします。行政書士は、頼りになる街の法律家です。お気軽にご利用ください。

日時
10月19日（水）10時～15時

場所
道の駅開国下田4階
第1会議室

問合せ先
賀茂支部長　深澤　力
☎㉒1336

全国一斉司法書士による手続支援のための養育費相談会開催

県青年司法書士協議会は、全国青年司法書士協議会と共催で、養育費に関する電話相談会を開催します。養育費でお悩みの方は、ぜひご相談ください。
相談料無料。秘密厳守。予約不要。

日時
9月25日（日）10時～16時

問合せ先
実行委員長　片岡信介
☎054-631-5175
☎0120-567-301（フリーダイヤル）

公証週間中の休日無料相談

10月1日(土)から7日(金)までは「公証週間」です。
この期間中、下田公証役場において、次のとおり、休日相談（無料）を行います（事前に予約してください）。

休日相談（無料）
10月2日（日）10時～15時

相談内容
相続・遺言、任意後見、尊厳死宣言、離婚給付など

場所
下田公証役場（西本郷1-2-5　佐々木ビル3階）

申込方法
予約制（事前電話受付）

申込・問合せ先
下田公証役場
☎㉒5521

あなたと家族をつなぐ相続登記～相続登記・遺産分割を進めましょう～

令和5年4月1日から遺産分割のルールが変わります。
また、令和6年4月1日から土地や建物の相続登記の申請が義務化されます。相続した自分の権利を大切にするとともに、次の世代につながる相続登記や遺産分割のことをしっかり考えてみませんか。
詳しくは、ホームページで検索してください。

法務省
ホームページQR

問合せ先
静岡地方法務局
☎054-254-3555